

## 【資料3】

### 3. 令和2年度 連結財務書類等（参考）

#### (1) 連結財務書類4表

【様式第1号】連結貸借対照表

【様式第2号】連結行政コスト計算書

【様式第3号】連結純資産変動計算書

【様式第4号】連結資金収支計算書

#### (2) 連結精算表

- ・連結貸借対照表内訳表
- ・連結行政コスト計算書内訳表
- ・連結純資産変動計算書内訳表
- ・連結資金収支計算書内訳表

※ 令和2年度決算に係る連結財務書類等は、連結対象団体のうち以下の団体のみを連結し作成しました。

- ・伊勢広域環境組合
- ・三重地方税管理回収機構
- ・三重県後期高齢者医療広域連合
- ・伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社

※ 連結対象団体のうち以下の団体は、令和4年1月末現在において統一的な基準による財務書類等を作成中であるため連結をしていません。

- ・わたらい老人福祉施設組合

記載金額は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計数と一致しない場合があります。また、単位未満の計数があるときは、「0」を表示し、計数がないときは、「-」を表示しています。

### 3. 令和2年度 連結財務書類（参考）

#### (1) 連結財務書類4表

【様式第1号】

## 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	263,973	固定負債	143,702
有形固定資産	244,690	地方債等	102,744
事業用資産	93,485	長期未払金	4
土地	35,151	退職手当引当金	9,215
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	107,909	その他	31,740
建物減価償却累計額	△ 55,960	流動負債	11,626
工作物	18,137	1年内償還予定地方債等	8,371
工作物減価償却累計額	△ 12,018	未払金	1,856
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	982
航空機	-	預り金	308
航空機減価償却累計額	-	その他	109
その他	-		
その他減価償却累計額	-	負債合計	155,328
建設仮勘定	266		
インフラ資産	142,132	<b>【純資産の部】</b>	
土地	11,866	固定資産等形成分	278,426
建物	6,069	余剰分(不足分)	△ 145,936
建物減価償却累計額	△ 2,836	他団体出資等分	505
工作物	235,314		
工作物減価償却累計額	△ 110,282		
その他	3		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	1,999		
物品	22,899		
物品減価償却累計額	△ 13,826		
無形固定資産	8,383		
ソフトウェア	323		
その他	8,060		
投資その他の資産	10,901		
投資及び出資金	504		
有価証券	200		
出資金	304		
その他	-		
長期延滞債権	1,028		
長期貸付金	303		
基金	9,120		
減債基金	-		
その他	9,120		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 54		
流動資産	24,351		
現金預金	7,721		
未収金	2,224		
短期貸付金	1		
基金	14,452		
財政調整基金	13,279		
減債基金	1,173		
棚卸資産	72		
その他	1		
徴収不能引当金	△ 120		
繰延資産	-		
		純資産合計	132,996
資産合計	288,324	負債及び純資産合計	288,324

【様式第2号】

# 連結行政コスト計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	109,490
業務費用	40,033
人件費	15,275
職員給与費	10,841
賞与等引当金繰入額	967
退職手当引当金繰入額	806
その他	2,661
物件費等	22,596
物件費	12,608
維持補修費	818
減価償却費	9,169
その他	0
その他の業務費用	2,162
支払利息	895
徴収不能引当金繰入額	104
その他	1,163
移転費用	69,457
補助金等	58,030
社会保障給付	11,355
その他	72
経常収益	11,165
使用料及び手数料	9,703
その他	1,462
純経常行政コスト	98,325
臨時損失	348
災害復旧事業費	238
資産除売却損	99
損失補償等引当金繰入額	-
その他	11
臨時利益	63
資産売却益	52
その他	11
純行政コスト	98,610

## 連結純資産変動計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	133,956	278,166	△ 144,708	499
純行政コスト(△)	△ 98,610		△ 98,616	6
財源	97,515		97,515	-
税収等	42,607		42,607	-
国県等補助金	54,908		54,908	-
本年度差額	△ 1,095		△ 1,101	6
固定資産等の変動(内部変動)		221	△ 221	
有形固定資産等の増加		11,542	△ 11,542	
有形固定資産等の減少		△ 9,883	9,883	
貸付金・基金等の増加		2,257	△ 2,257	
貸付金・基金等の減少		△ 3,696	3,696	
資産評価差額	-	-		
無償所管換等	47	47		
他団体出資等分の増加	0			-
他団体出資等分の減少	0			-
比例連結割合変更に伴う差額	△ 6	△ 7	0	-
その他	94	0	94	0
本年度純資産変動額	△ 960	261	△ 1,227	6
本年度末純資産残高	132,996	278,426	△ 145,936	505

## 連結資金収支計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	99,890
業務費用支出	30,301
人件費支出	15,145
物件費等支出	13,740
支払利息支出	895
その他の支出	522
移転費用支出	69,589
補助金等支出	58,162
社会保障給付支出	11,355
その他の支出	72
業務収入	107,003
税込等収入	42,300
国県等補助金収入	53,710
使用料及び手数料収入	9,555
その他の収入	1,438
臨時支出	238
災害復旧事業費支出	238
その他の支出	-
臨時収入	35
<b>業務活動収支</b>	<b>6,910</b>
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	14,373
公共施設等整備費支出	12,405
基金積立金支出	1,905
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	63
その他の支出	-
投資活動収入	5,709
国県等補助金収入	1,432
基金取崩収入	3,170
貸付金元金回収収入	46
資産売却収入	611
その他の収入	449
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 8,665</b>
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	8,272
地方債償還支出	8,217
その他の支出	55
財務活動収入	10,070
地方債発行収入	10,070
その他の収入	-
<b>財務活動収支</b>	<b>1,799</b>
<b>本年度資金収支額</b>	<b>44</b>
<b>比例連結割合変更に伴う差額</b>	<b>△ 2</b>
<b>本年度末資金残高</b>	<b>7,428</b>
<b>前年度末歳計外現金残高</b>	<b>295</b>
<b>本年度歳計外現金増減額</b>	<b>△ 2</b>
<b>本年度末歳計外現金残高</b>	<b>293</b>
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>7,721</b>

## (2) 注記（連結）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券

原価法

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、耐用年数は原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に従っており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 3年～75年

物品 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によつて  
います。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取  
引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引  
を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。  
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上して  
います。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上してい  
ます。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従ってい  
ます。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込  
額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料  
総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（伊勢市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報



(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
住宅新築資金等貸付事業特別会計	特別会計	全部連結	-
土地取得特別会計	特別会計	全部連結	-
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	-
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	-
観光交通対策特別会計	地方公営企業会計（法非適用）	全部連結	-
病院事業会計	地方公営企業会計（法適用）	全部連結	-
水道事業会計	地方公営企業会計（法適用）	全部連結	-
下水道事業会計	地方公営企業会計（法適用）	全部連結	-
わたらい老人福祉施設組合 ※	一部事務組合・広域連合	比例連結	
三重県市町総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.82%
伊勢広域環境組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	72.92%
三重県地方税管理回収機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.71%
三重県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.14%
伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	第三セクター等	全部連結	-

※わたらい老人福祉施設組合は、財務書類が未完成であるため連結していません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

事業用資産 2,617 百万円

土地 2,617 百万円

インフラ資産 315 百万円

土地 315 百万円

上記の金額は令和3年3月31日時点における簿価を記載しています。